

岩手県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第318号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市内全域
- 2 実施した期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 数値撮影（デジタル）及び写真地図作成